

## 道路清掃業務 共通仕様書

### 1 適用範囲

(1) 本仕様書は、吹田市道路室が委託する清掃業務等（以下、「業務」という。）に適用する。

(2) 本仕様書に疑義が生じたとき、または記載のない事項については本市担当職員の指示または協議によるものとする。

### 2 委託業務について

(1) 本業務は、本市が管理する道路及び道路附属物等の保全・美化を目的とする。

(2) 業務内容については、特記仕様書のとおりとする。

(3) 受注者は、委託業務の万全を期し、遺漏なく誠実に実施しなければならない。

(4) 発注者は、受注者が本市担当職員の指示に反して業務を続行した場合及び担当職員が危機管理上危険と判断した場合等には、業務の一時中止を命じることができる。

### 3 法令等の遵守

(1) 受注者は、本業務を施行するにあたり労働基準法、労働安全衛生法、その他諸法令を遵守すること。

(2) 受注者は、業務従事する者に対する諸法令等の運用及び適用に係る費用を負担すること。

### 4 受注者は、業務実施にあたり次の項目を遵守すること。

(1) 受注者は、本業務にかかる安全管理について、常に安全に留意し、災害防止に努めるとともに、関係法規に基づいて行うこと。

(2) 作業中は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。

(3) 作業場所の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

(4) 受注者は、業務を円滑に遂行するため、あらかじめ特記仕様書に明示された事項に対する事前調査等を行い、事故の防止及び作業員の安全確保を図ること。

### 5 地元住民等との協調

(1) 受注者は、業務実施にあたり地元住民等との協議を必要とするときは、事前に本市担当職員に申し出て指示を受けなければならない。協議にあたっては、誠意を持ってあたることとし、協議結果をすみやかに担当職員に報告すること。

(2) 受注者は、いかなる名目であっても、地元住民等からこの業務に関係し一切の報酬等を受けてはならない。

## 6 契約手続及び提出書類

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務実施にあたり関係官公署へ必要な届出をしなければならない。

(2) 受注者は、契約締結後すみやかに下記書類を提出し、承諾を得たあと着手すること。

- ① 業務着手届
- ② 下請業者名簿
- ③ 現場作業責任者届
- ④ 工程表
- ⑤ その他本市職員が求める書類

なお、選任した現場作業責任者については、受注者が直接雇用していなければならず、届出に直接雇用が確認できる書類を添付すること。

(3) 提出した書類の記載事項に変更が生じたときは直ちに変更届を提出しなければならない。

(4) 受注者は、業務が完了したときは、すみやかに次の書類を提出し検査を受けなければならない。

- ① 業務完了届
- ② 完成図書一式
- ③ その他本市担当職員が指示するもの

(5) 受注者は、検査に合格したときはすみやかに支払請求書を提出すること。

## 7 業務実施体制

(1) 受注者は、現場作業責任者を定め、所定の業務に従事させること。

(2) 受注者又は現場作業責任者は、発注者の指示に従い業務に係る一切の事項を処理しなければならない。

(3) 作業時間は、本市職員就業規則に定める本市職員の勤務時間内とする。ただし、業務の都合上、この時間に実施できない場合は本市担当職員に指示を仰ぎその判断に従うものとする。

## 8 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、業務実施にあたり本市管理物件に損傷を与えたときは直ちに本市担当職員に報告し、その指示に従わなければならない。また、すみやかに原型に復旧しなければならない。復旧に係る費用は受注者が負担するものとする。

(2) 受注者は、業務施行にあたり受注者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

## 9 工程管理

(1) 受注者は、契約締結に伴い提出した「工程表」等に基づき、業務工程を常に管理し業務期間内に完成させなければならない。

(2) 予定していた業務工程と実績に差が生じたときは、監督員の指示に従い必要な措置を講じて円滑な業務進行を図ること。

## 10 作業報告

(1) 受注者は、月毎に作業報告書を作成し、提出すること。

(2) 受注者は、必要に応じて作業状況写真を撮影し、作業報告書に添付すること。

(3) 写真撮影にあたっては、作業前・作業中・作業後が分かるように撮影すること。

## 11 業務完了

(1) 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及び作成した報告書、図面等を提出し、本市検査員の検査をもって業務の完了とする。

(2) 検査には、受注者又は現場作業責任者が必ず立ち会うものとする。ただし、本市検査員が認めた場合は、省略することができる。

(3) 受注者は、検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該修正を行うものとする。

## 12 本仕様に定めのない事項

(1) 本仕様書及び契約書等に特に明記していない事項で業務の実施上必要な事項については、受注者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、すみやかに本市担当者に報告し、指示を受けて処理すること。

最終改定：平成 30 年 3 月 1 日